

札幌市市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例

札幌市市民活動サポートセンター条例(平成15年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表事務ブースの項中「2,500円」を「2,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表事務ブースの項に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の別表事務ブースの項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

市民活動サポートセンターの事務ブースの使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。